

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 1 3 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 日から 令和 8 年 9 月 1 0 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 2 9 日 午前 9 時 5 0 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 2 4 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 9 月 2 4 日 午後 3 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 1 3 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 1 0 時から午後 3 時までの間 (ただし、午後 0 時 1 5 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 440, 000 5, 952, 000	一括	1, 488, 000	61, 754	10, 256
1	2, 110, 000				
2	5, 330, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 愛甲郡愛川町半原字原 |
| | 地 番 | 2 1 2 6 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 7. 5 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 愛甲郡愛川町半原字原 2 1 2 6 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 2 1 2 6 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4. 2 4 平方メートル
2 階 3 0. 6 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 26 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 愛甲郡愛川町半原字原 |
| | 地 番 | 2 1 2 6 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 7 . 5 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 愛甲郡愛川町半原字原 2 1 2 6 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 2 1 2 6 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4 . 2 4 平方メートル
2 階 3 0 . 6 3 平方メートル |



令和7年(ヌ)第50号
令和7年11月 7日受理
令和7年12月15日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎 郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 愛甲郡愛川町半原字原
 地 番 2 1 2 6 番 5
 地 目 宅地
 地 積 1 6 7. 5 5 平方メートル

- 2 所 在 愛甲郡愛川町半原字原 2 1 2 6 番地 5
 家屋 番号 2 1 2 6 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 5 4. 2 4 平方メートル
 2 階 3 0. 6 3 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 本物件近隣住民	1 本建物には、債務者が居住している。 2 昨日も債務者を見かけた。今は仕事へ行っていると思う。 (令和7年12月4日目的物件で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。なお、郵便ポスト内には、債務者宛の複数の郵便物が存在した。また、本建物の玄関付近には、債務者の氏を表示した表札が設置されている。
- 3 本建物内にペット用ケージが置かれているが、立入調査時にペットは存在せず、また、ペットの毛等も見当たらなかった。
- 4 本建物全般に経年劣化によると思われる汚損等がある。
- 5 本土地上にスチール製物置1個が設置されているが、簡易な基礎で土地への定着性はない。
- 6 本土地は、南東側で建築基準法42条1項1号の町道に、南西側で建築基準法42条2項の町道に、それぞれ接している（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年11月11日(火) 11:15 — 11:25	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、不在、通知書投函
令和7年11月12日(水) 14:30 — 14:35	横浜地方法務局厚木支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理(登記事項証明書は受理なし)
令和7年11月18日(火) 9:15 — 9:20	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、不在、通知書投函(再度)
令和7年11月27日(木) 11:30 — 11:33	目的物件所在地	不在、調査期日通知書投函
令和7年12月4日(木) 9:40 — 10:10	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影)、本物件近隣住民より占有状況等聴取(評価人同行)
令和7年12月12日(金) 11:40 — 11:45	横浜地方法務局厚木支局	登記事項証明書申請・受理
令和 年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 1 2 月 4 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(根拠地方法務局原本支局管轄)

668219

前 2126-1 後 新同一新

地積測量図

地番 2126-4-5

土地の所在 愛甲郡 愛川町 半原字 原

面積請求図

地番	NO	種目	型	長	測線
(B) 2126-4-5	43	(田)	527.186	509.015	43-39
	39	(田)	586.237	507.232	43-39
	65	(田)	522.191	500.601	39-65
	66	(田)	508.074	509.082	65-66
	41	(田)	513.125	517.438	66-41
	43	(田)	527.186	509.035	41-43
		倍面積	323.422921	161.7114505	43-43
		面積	161.7114505	㎡	161.71 ㎡
(C) 2126-4-5	55	(田)	522.191	500.601	55-51
	51	(田)	516.330	500.601	51-52
	52	(田)	513.212	493.817	51-52
	55	(田)	504.834	499.817	52-55
	56	(田)	504.275	502.757	55-56
	66	(田)	508.074	509.082	56-66
	65	(田)	522.191	500.601	66-65
		倍面積	335.101587	167.5507935	66-65
		面積	167.5507935	㎡	167.55 ㎡
(A) 2126-4-1		公積地	530.051000	530.051000	
		面積	318.152548	㎡	1.70 ㎡

公式 $A = 1/2 \times (X_1 + X_2) \times (Y_1 + Y_2)$

座標	X	Y
20	516.793	489.835
42	515.995	490.447
36	511.154	490.705
31	512.821	492.860
28	500.204	499.114
29	502.908	500.461
34	500.005	503.425
24	492.815	511.440
25	490.846	509.546
32	514.118	519.142
33	510.668	521.177

凡 例
◎ 町コンクリート杭
□ 町設置プレート杭
田 町コンクリート杭
④ 民金 鋼杭

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。



作成者 土地家屋調査士

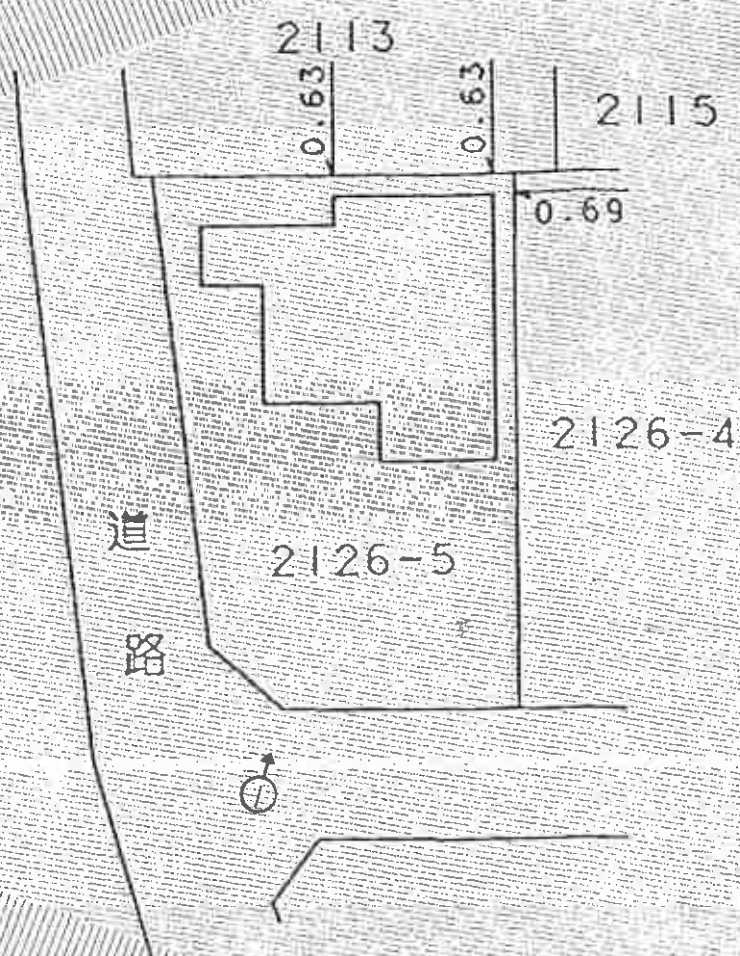
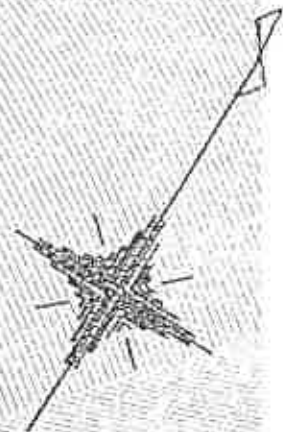
作成者 田中 幸子

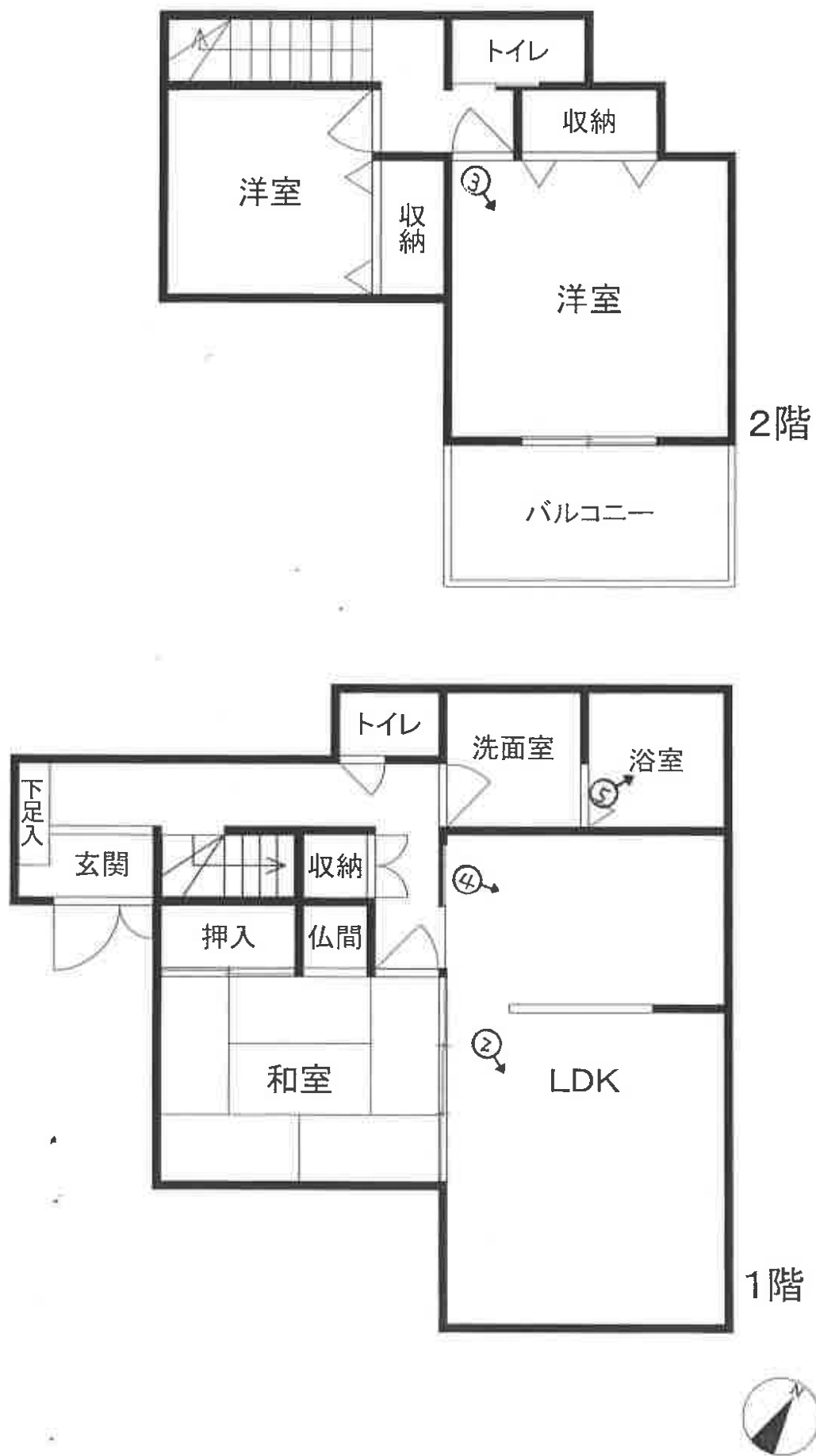
申請人

積尺 2.50

土地建物位置関係図

←○ は写真撮影位置・方向





間取見取図

←○ は写真撮影位置・方向
(8 枚目)

①



②



③



④



⑤



(// 枚目)

令和 7 年 (ヌ) 第 50 号
令和 7 年 12 月 4 日 現地調査
令和 7 年 12 月 23 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

諸田 浩之

第1 評価額

一括価格（合計）	
金7,440,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金2,110,000円
物 件 2（建物）	金5,330,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
・特になし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 愛甲郡愛川町半原字原 |
| | 地 番 | 2 1 2 6 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 7. 5 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 愛甲郡愛川町半原字原 2 1 2 6 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 2 1 2 6 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4. 2 4 平方メートル
2 階 3 0. 6 3 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「本厚木」駅の北西方約16km(道路距離)、バス停「原臼」徒歩約7分	
付 近 の 状 況	幅員約4mの町道沿いに中小規模の一般住宅が多い住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しない 一 般 的 な 規 制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準工業地域 60% 200%（基準容積率：188%） 防火指定なし 特別工業地区 周知の埋蔵文化財包蔵地（No.23 光福遺跡）
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	167.55㎡ ほぼ台形 間口約9m（隅切り含む）、奥行約16.5m 隣地とは等高で地勢は平坦
接面道路の状況	南東側で幅員約4m町道（半原7323号・建築基準法第42条1項1号）に間口約9m（隅切り含む）及び南西側で幅員約4m町道（半原7322号・建築基準法第42条2項）にそれぞれ等高に接面する。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパン） あり
特 記 事 項	・ 物件1土地上に簡易な物置が1台設置されている。 ・ 物件1は埋蔵文化財包蔵地（No.23 光福遺跡）に指定されており、建物建築時にあたっては文化財保護法第93条の規定に基づく届け出を要し、試掘・発掘調査を要する場合がある。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成19年6月21日 新築（登記簿記載）
	経 過 年 数	約19年
	経済的残存耐用年数	約11年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレートぶき
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス貼等
	天 井	ビニールクロス貼、敷目天井等
	床	フローリング、畳等
	設 備	トイレ×2、浴室、洗面室、給排水、電気等
	そ の 他	なし
床面積（現況）	1階：54.24㎡ 2階：30.63㎡ 延べ84.87㎡	
現 況 用 途	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	3LDK（附属資料間取図のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	令和7年12月4日内部立入調査。 建物所有者が居宅として使用している。	
特 記 事 項	・大きな損傷箇所はないが、経年経過による劣化が認められる。 ・平成19年7月19日完了検査済み。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	38,000	105 100	39,900	×167.55	×1.0	=6,690,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 愛川 － 3

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{標準化} & & & \\
 \text{公示地価格} & & \text{時点修正} & \text{補 正} & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 39,500 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{100.0}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{104} & = & 38,000 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

◇時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準画地で補正の必要なし。

◇地域格差：対象地域に比して公示地の所在地域は、街路条件、環境条件で優り総合格差で上記のとおり。

◇個別格差：目的物件は、角地等で優り総合格差で上記のとおり。

◇建付減価：建付減価率0%と判定した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	160,000	×84.87	×0.29	=3,940,000

現価率

- ・ 経過年数19年、経済的残存耐用年数11年、観察減価率20%
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率：} & \frac{\text{経済的残存耐用年数 11 年}}{\text{経過年数 19 年} + \text{経済的残存耐用年数 11 年}} \times (1 - 0.2) \\ & = 0.29 \end{aligned}$$

2. 評価額の判定

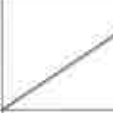
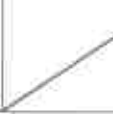
前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合 (注)		土地利用権等価格 (円)
1	6,690,000	×0.55	法定地上権	=3,680,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	6,690,000	- 3,680,000		× 1.0	× 0.7		= 2,110,000
2	3,940,000	+ 3,680,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 5,330,000
一括価格 (合計)							= 7,440,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：-30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 公示地価格 愛川－3
所 在：愛甲郡愛川町半原字原 2303 番 11 外
価 格：39,500 円／㎡
位 置：小田急小田原線 「本厚木」駅 約 16 km
価 格 時 点：令和 7 年 1 月 1 日
地 積：119 ㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：北西側 4.7m 町道
用 途 指 定 等：準工業地域（建ぺい率 60%，容積率 200%）、
防火指定なし
地 域 の 概 要：中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和 7 年度）
物件 1 4,306,370 円
物件 2 3,693,333 円

第7 附属資料の表示

位置図

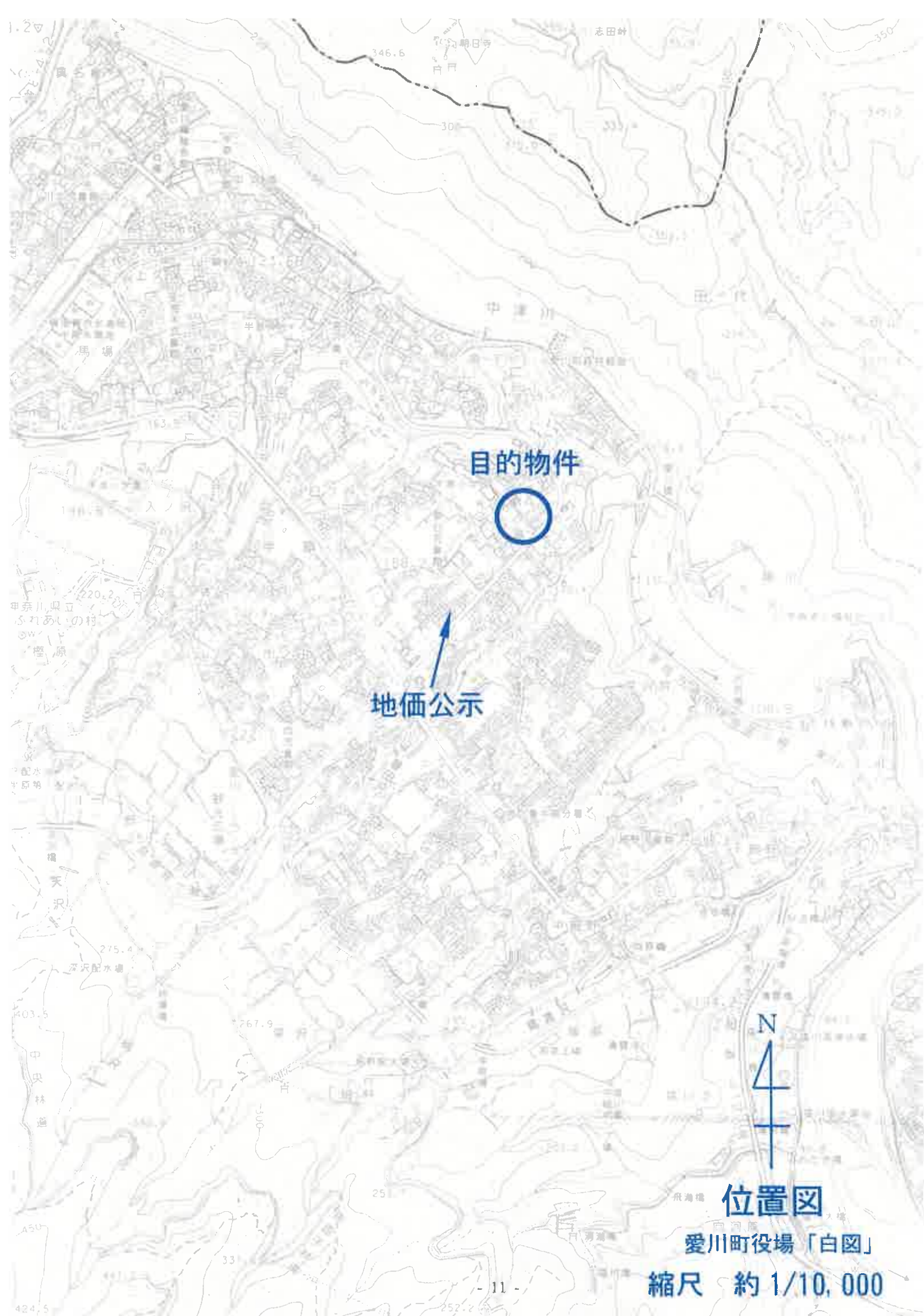
公図写（目的物件を A4 判へ抜粋したものである。）

地積測量図写（本図面は A3 判から A4 判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面は A3 判から A4 判へ縮小したものである。）

概略間取図

以 上



目的物件

地価公示

位置図

愛川町役場「白図」

縮尺 約 1/10,000

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局厚木支局管轄)
令和7年9月11日 大津地方方法務局 登記官

前 2126-1 後・新同一・新

668219

地積測量図

番 2126-1-4,-5

土地の所在 愛甲郡 愛川町 半原 字 原

座標求積表

地番	NO	種別	X	Y	辺長	測線
(B) 2126-4	43	(田)	527.196	509.035		
	39	(田)	526.237	507.232	2.04	43-39
	65	(田)	522.191	500.601	7.76	39-65
	66	(田)	508.074	509.082	16.46	65-66
	41	(田)	513.125	517.488	9.80	66-41
	43	(田)	527.196	509.035	16.41	41-43
倍面積			323.422921			
(C) 2126-5	65	(田)	522.191	500.601		161.71 m ²
	51	(田)	516.330	490.996	11.25	65-51
	52	(田)	513.212	493.388	3.92	51-52
	55	(田)	504.834	498.817	10.56	52-55
	56	(田)	504.275	502.757	2.99	55-56
	66	(田)	508.074	509.082	7.37	56-66
	65	(田)	522.191	500.601	16.46	66-65
倍面積			335.101587			
公積			167.5507935			167.55 m ²
(A) 2126-1	-1	公積	330.9664500			
		公積	329.2622540			
		公積	1.7041960			1.70 m ²

目的物件

*公式 $A = 1/2 \Sigma (X2 - X1) (Y1 + Y2)$

座標リスト		
NO	X	Y
20	516.793	489.835
42	515.995	490.447
36	511.154	490.705
31	512.821	492.880
28	500.204	499.114
29	502.908	500.481
34	500.005	503.425
24	492.815	511.440
25	490.846	509.546
32	514.118	519.142
33	510.668	521.177

凡 例
◎ 町コンクリート杭
□ 町金属プレート杭
田 町コンクリート杭
◎ 町金属プレート杭

A3をA4に縮小 (約70%)

作製者

7年7月23日作製

(神奈川県土地家屋調査士会)

申請人

縮尺 1/250

平成十七年七月二十九日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局厚木支局管轄)

令和7年9月11日

天津地方税务局

登記証

- 14 -

地圖整理番号: M31550

圖五平階各

607850

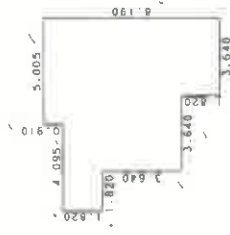
建各階平面圖

212685

吟
香
閣
集

愛甲郡愛川町半原字原2126番地5

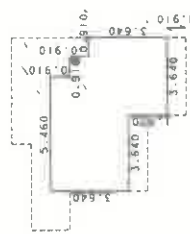
一、



$$\begin{array}{r} 1.820 \times 1.820 = 3.312400 \\ 2.275 \times 5.450 = 12.421500 \\ 1.365 \times 6.370 = 8.695050 \\ 3.540 \times 8.190 = 29.811600 \end{array}$$

色 数	54.240550
厚 度	54.24 m

2. 附







$$\begin{array}{r} 3.640 \times 3.640 = 13.249600 \\ 1.820 \times 5.460 = 9.937200 \\ 0.910 \times 4.550 = 4.140500 \\ 0.910 \times 3.640 = 3.312400 \end{array}$$

色 計	30.639700
床面積	30.63 m ²

A3をA4に縮小 (約70%)

著作

[] { } . [] { }

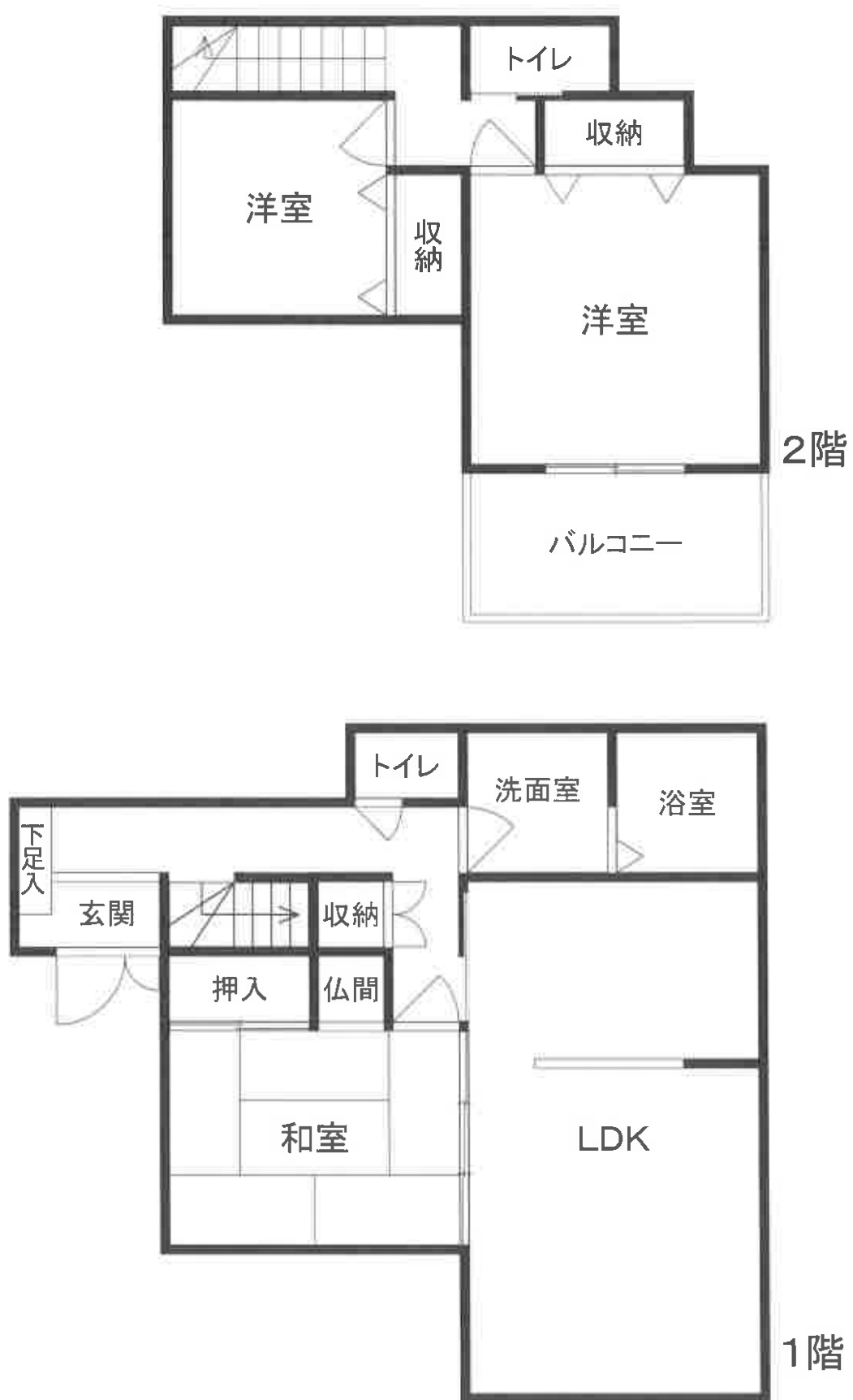
紙	T/250
---	-------

人請申

權尺

$$\frac{1}{500}$$

平成九年六月二十五日登記



概略間取図